

自動継続スーパー定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを当金庫が承諾したときに、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

(1) 自動継続スーパー定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における同一期間の当金庫の店頭に掲示する利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利 息)

[単利型]

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記の2の(2)の利率。以下、これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後この預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続スーパー定期預金2年」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① スーパー定期預金2年以外のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② スーパー定期預金2年の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期預金2年と満期日を同一にする預入期間1年のスーパー定期預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

また、満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計してスーパー定期預金2年に継続します。
- ③ 預入日の2年後応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。

〔複利型〕
- (3) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日での約定日数および証書（通帳）記載の約定利率によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。
- (4) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息は除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (6) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約

日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型は6か月複利の方法により計算)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|----|-----------|----------------|
| A. | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|----|-------------|----------------|
| A. | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C. | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D. | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E. | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F. | 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|----|-------------|----------------|
| A. | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C. | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D. | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E. | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F. | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G. | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|----|-------------|----------------|
| A. | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C. | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D. | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E. | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F. | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G. | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H. | 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳または証書に記帳しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
- (3) 特に申出があつて中間利息定期預金の通帳または証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、前記3の(2)の②にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

5. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

以 上